

# 学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ規程

制 定 平成18年4月1日

最近改正 平成22年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報資産に対する様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための考え方及び方策を定めることによって、学校法人京都産業大学の設置する学校（以下「学校」という。）が保有するすべての情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、学内及び学外からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

2 個人情報の取扱いに関しては、学校法人京都産業大学個人情報保護規程で定めるものの他、本規程で定めるものとする。

(定義)

第2条 「情報資産」とは、以下に挙げるものをいう。

- (1) コンピュータ及び情報通信施設・設備
- (2) コンピュータの周辺機器
- (3) 関連物品及び記録媒体
- (4) プログラム及び関連文書
- (5) デジタル的に記録された情報

2 「脅威」とは、前項に定める情報資産の損失を招く潜在的原因及び情報資産の利用によって社会的信頼を損なう潜在的原因をいう。これらの脅威には人為的若しくは自然発生的、偶発的、故意によるものが含まれる。

3 「学内ネットワーク」とは学校の運営のために設置されたコンピュータの通信システム全般をいう。

4 「ネットワーク管理者」とは、学内ネットワークを管理する者をいう。

(対象)

第3条 この規程は、学校が保有するすべての情報資産を対象とし、学校の情報資産を利用するすべての利用者（以下「利用者」という。）に適用する。

(構成)

第4条 学校のネットワークセキュリティ対策は、この規程と以下に挙げるネットワークセキュリティに関する対策基準（以下「対策基準」という。）で構成する。

- (1) 学校法人京都産業大学インターネット及び学内ネットワーク利用に関する対策基準
- (2) 学校法人京都産業大学サーバ運用に関する対策基準
- (3) 学校法人京都産業大学学内ネットワーク接続利用に関する対策基準
- (4) 学校法人京都産業大学学内ネットワーク運用管理に関する対策基準
- (5) 学校法人京都産業大学情報取扱いに関する対策基準

2 対策基準は、ネットワークセキュリティを損ねる脅威が発生した場合の影響の大きさと、脅威の発生頻度を考慮して、人的、物理的、技術的側面から策定するものとする。

3 この規程と対策基準を総称して、学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）という。

4 情報資産を扱う各所属は、セキュリティポリシーを具体的な手順として示したネットワークセキュリティに関する実施手順（以下「実施手順」という。）を必要に応じて策定することができる。

（組織体制）

第5条 ネットワークセキュリティ統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、京都産業大学副学長のうち学長の指名するもの1名をもって充てる。統括責任者は、法人が設置するすべての学校の全体的見地から、学校のネットワークセキュリティの維持・向上に努め、ネットワークセキュリティ対策を推進する。

2 学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会に関する事項は別に定める。

3 学校にネットワークセキュリティ学校管理責任者（以下「学校管理責任者」という。）を置く。学校管理責任者は、統括責任者を補佐し、学校におけるネットワークセキュリティの実際的な維持と具体的な対策を推進し、セキュリティポリシーの啓蒙に努める。

4 京都産業大学の学校管理責任者は京都産業大学情報センター長をもって充てる。京都産業大学附属中学校・高等学校の学校管理責任者は校長が指名し統括責任者に届け出るものとする。すみれ幼稚園の学校管理責任者については京都産業大学学校管理責任者が兼ねることとする。

5 情報資産を管理する各所属に、ネットワークセキュリティ所属管理責任者（以下「所属管理責任者」という。）を置く。所属管理責任者は、所属で管理する情報資産に対する具体的なネットワークセキュリティ対策を講じ、必要に応じて実施手順を策定する。実施手順の策定及び変更については、統括責任者の承認を得なければならない。

6 事務部門の情報資産を管理する所属管理責任者は、各所属の担当課長、事務長又は室長をもって充てる。

7 教育研究部門の情報資産を管理する所属管理責任者は、各部門の長が指名し、統括責任者に届け出るものとする。ただし、部門として情報資産を活用し専従かつ専任の教員が少ない教育研究部門については学校管理責任者が所属管理責任者を代理することができる。

（任期）

第6条 所属管理責任者の任期は、職務上委員となる者を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の所属管理責任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（情報の管理とアクセス制限）

第7条 学校の情報資産として管理されるデジタル的に記録された情報（以下「情報」という。）は、それを管理する所属の所属管理責任者が管理責任を負う。また、利用者が自ら所管する情報は、利用者自身が管理責任を負う。

2 情報の管理責任者は、その内容と重要度に応じて情報にアクセス可能な対象を定め、アクセスを制限する対策を施さなければならない。

（人的セキュリティ）

第8条 すべての利用者は、情報資産の利用にあたり、セキュリティポリシーを遵守しなければならない。また、関連する法令及び学内諸規程を遵守し、これに従わなければならない。

らない。

2 学校管理責任者は、当該学校のすべての利用者がセキュリティポリシーを遵守できるように、教育・研修等の実施及び実施手順の作成等を、関係する所属管理責任者に指示しなければならない。

3 学外者に学校の情報資産を利用させる場合は、学外者を受け入れる責任者がセキュリティポリシーに関する管理、監督を行わなければならない。

4 すべての利用者は、セキュリティポリシーに関する問題が発生したときは、速やかに所属管理責任者又は学校管理責任者に報告しなければならない。

(物理的セキュリティ)

第9条 情報資産の設置場所については、その重要度に応じた安全性を確保しなければならない。また、設置場所を固定できない情報資産を保護するための対策も十分配慮しなければならない。

2 情報資産を破棄する際には、必要な措置を施さなければならない。

(技術的セキュリティ)

第10条 学校外及び学校内からの不正なアクセス等による脅威から情報資産の安全性を確保するため、情報資産のアクセス制御・管理に必要な技術的対策を施さなければならない。

(評価及び見直し)

第11条 委員会は、法的及び社会的要求や予想される危険など必要に応じてセキュリティポリシーの評価及び見直しを定期的に行わなければならない。

2 統括責任者は、内部監査組織を構成する。内部監査組織は、ネットワークセキュリティに関する内部監査を定期的の実施し、その結果を委員会に報告するものとする。

3 実施手順を策定した所属管理責任者は、定期的の実施手順の評価及び見直しを行わなければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 委員会は、セキュリティポリシーに違反した利用者の処分について、学則及びその他関連規程に基づき、その権限を有する委員会等に対し、違反行為の報告を行う。

(問題発生時の対応と権限)

第13条 所属管理責任者は、発生したネットワークセキュリティ上の問題等に関して学校管理責任者に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 情報資産の利用者は、所属管理責任者又は学校管理責任者から、ネットワークセキュリティ上の問題に関して対応を求められた場合、速やかに求めに応じなければならない。

3 ネットワークセキュリティの損失が避けられない場合、所属管理責任者は学校管理責任者の許可の下に、改善措置がとられるまでの間、速やかに暫定措置を講じなければならない。

4 学校管理責任者は、発生したネットワークセキュリティ上の問題等に関して統括責任者に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。

5 対外的に影響を及ぼすネットワークセキュリティ上の問題等が発生した場合は、暫定的に委員会が外部との窓口となり対応することができる。なお、個人情報に関する問題

の場合は、この限りではない。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、情報センターにて行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、京都産業大学インターネット利用規程（平成11年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規程改正をもって、「コンピュータウィルス及び不正アクセスに関する対策基準（平成18年4月1日制定）」は廃止する。